

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和6年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)生活保護法に基づいた保護の決定、変更、停止、廃止及びその状況確認、審査並びに保護の実施に関する事務 (2)保護費の返還金の返還及び徴収金の徴収に関する事務 (3)就労自立給付金の支給に関する事務 (4)進学・就職準備給付金の支給に関する事務 (5)被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 (6)医療扶助のオンライン資格確認に係る被保護者又は被保護者であった者に係る情報の管理及び提供に関する事務
③システムの名称	1 生活保護システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 レセプト管理システム 5 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部生活福祉課 電話番号 0566-62-1038(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部生活福祉課 電話番号 0566-62-1038(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人未満(任意実施)]
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を生活保護システムへ入力する際、職員によるダブルチェックを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を生活保護システムへ入力する際、職員によるダブルチェックを行うなど、当該記録について、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I - 4. - ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、20、21、24、26、27、 28、30、31、50、53、54、61、62、 64、70、87、90、94、104、106、 108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、17、19、20、21、22、 28、32、33、35、39、44、47、52、 53、55条	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、20、21、24、26、27、 28、30、31、37、38、50、53、54、 61、62、64、70、87、90、94、104、 106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための 番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、14、17、19、20、21、 22、23、24、26の4、27、28、32、 33、35、39、44、47、52、53、55、 59の2、59条の3	事後	
平成31年4月10日	I - 4. - ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、20、21、24、26、 27、28、30、31、37、38、50、53、 54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための 番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、14、17、19、20、21、 22、23、24、26の4、27、28、32、 33、35、39、44、47、52、53、55、 59の2、59条の3	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、21、24、 26、27、28、30、31、37、38、50、 53、54、61、62、64、70、87、90、 94、104、106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための 番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、18、19、 20、21、22、23、24、26の4、27、2 8、 32、33、35、39、44、47、52、53、 55、59の2、59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月10日	I - 5. - ②所属長の役職名	生活福祉課長 小出 多恵子	生活福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月8日	I - 4. - ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、21、24、 26、27、28、30、31、37、38、50、 53、54、61、62、64、70、87、90、 94、104、106、108、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための 番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、18、19、 20、21、22、23、24、26の4、27、2 8、 32、33、35、39、44、47、52、53、 55、59の2、59条の3	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、21、24、 26、27、28、30、31、37、38、42、 50、53、54、61、62、64、70、87、 90、94、104、106、108、116、120 の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための 番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、19、20 21、22、23、24、25、26の4、27、2 8、 32、33、35、39、44、47、52、53、 55、59の2、59条の3	事後	
令和4年4月28日	I - 1. - ③システムの名称	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー	1 生活保護システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I - 4. - ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、21、24、 26、27、28、30、31、37、38、42、 50、53、54、61、62、64、70、87、 90、94、104、106、108、116、120 の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための 番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、19、20 21、22、23、24、25、26の4、27、 28、32、33、35、39、44、47、52、 53、55、59の2、59条の3	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、24、 26、27、28、30、31、37、38、42、 50、53、54、61、62、64、70、87、 90、94、104、106、108、116、120 の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための 番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、19、20 21、22、23、24、25、26の4、27、 28、32、33、35、39、44、47、52、 53、55、58、59の2の2、59条の3	事後	
令和5年2月28日	I - 1. - ②事務の概要	生活保護に関する事務を行い、以下の事務で 特定個人情報を取り扱う。 (1)生活保護法に基づいた保護の決定、 変更、停止、廃止及びその状況確認、 審査に関する事務 (2)保護費の返還金の返還及び徴収金の 徴収に関する事務	生活保護に関する事務を行い、以下の事務で 特定個人情報を取り扱う。 (1)生活保護法に基づいた保護の決定、 変更、停止、廃止及びその状況確認、 審査に関する事務 (2)保護費の返還金の返還及び徴収金の 徴収に関する事務 (3)就労自立給付金の支給に関する事務 (4)進学準備給付金の支給に関する事務 (5)被保護者健康管理支援事業の実施に 関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I - 4. - ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、24、 26、27、28、30、31、37、38、42、 50、53、54、61、62、64、70、87、 90、94、104、106、108、116、120 の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、19、20 21、22、23、24、25、26の4、27、 28、32、33、35、39、44、47、52、 53、55、58、59の2の2、59条の3	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、24、 26、27、28、30、31、37、38、42、 50、53、54、61、62、64、70、87、 90、94、104、106、108、113、116、 120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、19、20、 21、22、23、24、25、26の4、27、 28、32、33、35、39、44、47、52、 53、55、58、59の2の2、59条の3	事後	
令和5年10月10日	I - 1. - ②事務の概要	生活保護に関する事務を行い、以下の事務で 特定個人情報を取り扱う。 (1)生活保護法に基づいた保護の決定、 変更、停止、廃止及びその状況確認、 審査に関する事務 (2)保護費の返還金の返還及び徴収金の 徴収に関する事務 (3)就労自立給付金の支給に関する事務 (4)進学準備給付金の支給に関する事務 (5)被保護者健康管理支援事業の実施に 関する事務	生活保護に関する事務を行い、以下の事務で 特定個人情報を取り扱う。 (1)生活保護法に基づいた保護の決定、変 更、停止、廃止及びその状況確認、審査並び に保護の実施に関する事務 (2)保護費の返還金の返還及び徴収金の徴 収に関する事務 (3)就労自立給付金の支給に関する事務 (4)進学準備給付金の支給に関する事務 (5)被保護者健康管理支援事業の実施に関 する事務 (6)医療扶助のオンライン資格確認に係る被 保護者又は被保護者であった者に係る情報の 管理及び提供に関する事務	事前	
令和5年10月10日	I - 1. - ③システムの名称	1 生活保護システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 生活保護システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 レセプト管理システム 5 医療保険者等向け中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月10日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)生活保護法に基づいた保護の決定、変更、停止、廃止及びその状況確認、審査並びに保護の実施に関する事務 (2)保護費の返還金の返還及び徴収金の徴収に関する事務 (3)就労自立給付金の支給に関する事務 (4)進学準備給付金の支給に関する事務 (5)被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 (6)医療扶助のオンライン資格確認に係る被保護者又は被保護者であった者に係る情報の管理及び提供に関する事務	生活保護に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)生活保護法に基づいた保護の決定、変更、停止、廃止及びその状況確認、審査並びに保護の実施に関する事務 (2)保護費の返還金の返還及び徴収金の徴収に関する事務 (3)就労自立給付金の支給に関する事務 (4)進学・就職準備給付金の支給に関する事務 (5)被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 (6)医療扶助のオンライン資格確認に係る被保護者又は被保護者であった者に係る情報の管理及び提供に関する事務	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 生活保護システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 レセプト管理システム 5 医療保険者等向け中間サーバー	1 生活保護システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 レセプト管理システム 5 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の15の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表23の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第6号、同条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 26の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 19条 (2)情報提供の根拠 8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59条の3	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正